

議第 30 号

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えること、職員が自発的に自己啓発や修学するための環境を整えることを目的に、地方公務員法に定める各種休業を導入するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年下呂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>下呂市職員の修学部分休業等に関する条例</u> <u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第26条の2第1項、第3項及び第4項、第26条の3、第26条の5第1項、第5項及び第6項並びに第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定により、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業（以下「修学部分休業等」という。）</u>、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）並びに法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（修学部分休業等の承認等）</u> 第2条 <u>修学部分休業等の承認は、下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年下呂市条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。</u> 2 <u>高齢者部分休業に係る前項の承認は、第5項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日を期間の初日とし</u>	<u>下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例</u> <u>（目的）</u> 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第26条の6第1項、第2項、第6項、第7項、第8項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>て行うものとする。</u> 3 <u>法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</u> (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校</u> (2) <u>学校教育法第134条第1項に規定する専修学校</u> (3) <u>学校教育法第314条第1項に規定する各種学校</u> 4 <u>法第26条の2第1項の条例で定める修学部分休業の期間は、2年とする。</u> 5 <u>法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、下呂市職員の定年等に関する条例（平成16年下呂市条例第30号）第3条に規定する年齢から10年を減じた年齢とする。</u> <u>（修学部分休業等の承認の取消し等）</u> 第3条 <u>任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</u> (1) <u>修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。</u> (2) <u>正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。</u> (3) <u>当該職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u> 2 <u>任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずること</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>が著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた１週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。</u> <u>3 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。</u> <u>（自己啓発等休業の承認等）</u> <u>第４条 任命権者は、職員としての在職期間が２年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の５第１項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業にあつては２年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として任命権者が定める場合は、３年）、国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業にあつては３年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。</u> <u>2 前項の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしなければならない。</u> <u>3 法第26条の５第１項の条例で定める教育施</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>設の課程は、次に掲げる教育施設の課程とする。</u> <u>(1) 学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程</u> <u>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があり、かつ、学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）の課程</u> <u>(3) 前2号に掲げる教育施設の課程に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が定める教育施設の課程</u> <u>（自己啓発等の奉仕活動）</u> <u>第5条 法第26条の5第1項に規定する条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</u> <u>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>含む。)</u> <u>(2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして任命権者が認める奉仕活動</u> <u>(自己啓発等休業の期間の延長)</u> <u>第6条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第4条第1項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。</u> <u>2 自己啓発等休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。</u> <u>3 第4条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。</u> <u>(自己啓発等休業の承認の取消事由)</u> <u>第7条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u> <u>(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。</u> <u>(2) 自己啓発等休業をしている職員が、そ</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>の者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。</u> <u>(自己啓発等休業をしている職員の報告等)</u> <u>第8条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合</u> <u>(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合</u> <u>(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合</u> <u>2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。</u> (配偶者同行休業の承認) 第9条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を	(配偶者同行休業の承認) 第2条 任命権者は、職員が申請した場合にお

改 正 後	改 正 前
申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。 (配偶者同行休業の期間) <u>第10条</u> (略) (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由) <u>第11条</u> 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。<u>第15条</u>において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。 (1)～(3) (略) (配偶者同行休業の承認の申請) <u>第12条</u> (略) (配偶者同行休業の期間の延長) <u>第13条</u> 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が<u>第10条</u>の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。 2 <u>第10条</u>の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。	いて、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。 (配偶者同行休業の期間) <u>第3条</u> (略) (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由) <u>第4条</u> 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。<u>第7条</u>において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。 (1)～(3) (略) (配偶者同行休業の承認の申請) <u>第5条</u> (略) (配偶者同行休業の期間の延長) <u>第6条</u> 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が<u>第3条</u>の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。 2 <u>第2条</u>の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

改正後	改正前
<u>（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</u> <u>第14条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（同条第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第16条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）の第12条第1号の外国での勤務が同日後も続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u> （配偶者同行休業の承認の取消事由） <u>第15条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u> （1） <u>配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</u> （2）・（3） （略） （届出） <u>第16条 （略）</u> 2 <u>第12条第2項</u>の規定は、前項の届出について準用する。 （配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時	（配偶者同行休業の承認の取消事由） <u>第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u> （1） <u>配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</u> （2）・（3） （略） （届出） <u>第8条 （略）</u> 2 <u>第5条第2項</u>の規定は、前項の届出について準用する。 （配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時

改 正 後	改 正 前
的任用) <u>第17条</u> 任命権者は、<u>第9条又は第13条の規定</u>による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) <u>(修学部分休業等をしている職員の給与の取扱い)</u> <u>第18条</u> 職員が修学部分休業等の承認を受けて勤務しない場合に、<u>下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下給与条例という。）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減じて支給する。</u> <u>(自己啓発等休業又は配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</u> <u>第19条</u> 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均等上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は	的任用) <u>第9条</u> 任命権者は、<u>第2条又は第6条の規定</u>による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) <u>(職務復帰後における号給の調整)</u> <u>第10条</u>

改 正 後	改 正 前
<u>国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるもの</u> <u>にあつては100分の100以下、それ以外のもの</u> <u>にあつては100分の50以下の換算率により換</u> <u>算して得た期間を引き続き勤務したものとみ</u> <u>なして、その職務に復帰した日及びその日後</u> <u>における最初の職員の昇給を行う日として規</u> <u>則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給</u> <u>の場合に準じてその者の号給を調整すること</u> <u>ができる。</u> <u>2・3</u> （略）	<u>1・2</u> （略） <u>（退職手当の取扱い）</u> <u>第11条 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手</u> <u>当条例（昭和36年岐阜県市町村職員退職手</u> <u>当組合条例第3号）第8条の4第1項及び第9</u> <u>条第4項の規定の適用については、配偶者同</u> <u>行休業をした期間は、同条例第8条の4第1</u> <u>項に規定する現実に職務に従事することを要</u> <u>しない期間に該当するものとする。</u> <u>2 配偶者同行休業をした期間についての岐阜</u> <u>県市町村職員退職手当組合退職手当条例第9</u> <u>条第4項の規定の適用については、同項中「そ</u> <u>の月数の2分の1に相当する月数（地方公務</u> <u>員法第55条の2第1項ただし書に規定する事</u> <u>由又はこれに準ずる事由により現実に職務に</u> <u>従事することを要しなかった期間について</u> <u>は、その月数）」とあるのは、「その月数」</u> <u>とする。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する 条例要綱

1. 改正理由

高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えること、職員が自発的に自己啓発や修学するための環境を整えることを目的に、地方公務員法に定める各種休業を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 配偶者同行休業以外の休業も規定することから、題名を改めます。

(題名関係)

- (2) 高齢者部分休業、修学部分休業及び自己啓発等休業について規定する根拠法令を追記します。

法名・条・項		規定する休業名
地方公務員法第 26 条の 2		修学部分休業
〃	3	高齢者部分休業
〃	5	自己啓発等休業
〃	6	配偶者同行休業

(第 1 条関係)

- (3) 修学部分休業及び高齢者部分休業（以下「修学部分休業等」といいます。）の休業する時間に関すること、高齢者部分休業が認められる期間、修学部分休業の対象となる教育施設、修学部分休業が認められる期間及び高齢者部分休業が認められる年齢について定めます。

(第 2 条関係)

- (4) 修学部分休業等の承認の取消、短縮及び延長について定めます。

(第 3 条関係)

- (5) 自己啓発等休業の要件、休業期間及び教育施設の課程について定めます。

(第 4 条関係)

- (6) 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動について定めます。

(第 5 条関係)

(7) 自己啓発等休業の期間の延長について定めます。

(第 6 条関係)

(8) 自己啓発等休業の承認の取消事由について定めます。

(第 7 条関係)

(9) 自己啓発等休業をしている職員の大学等履修状況又は国際貢献活動状況を報告することについて定めます。

(第 8 条関係)

(10) 申請の対象とする休業名を追記します。

(第 9 条関係)

(11) 引用条文を改めます。

(第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条関係)

(12) 配偶者同行休業の期間を再度延長できる特別な事情について定めます。

(第 14 条関係)

(13) 配偶者について定めます。

(第 15 条関係)

(14) 修学部分休業等をしている職員の給与の取扱いについて定めます。

(第 18 条関係)

(15) 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後の号給調整について追記します。

(第 19 条関係)

(16) 本市の退職手当に関することは、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例に定めてあることから、条を削除します。

(第 20 条関係)

(17) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)